

道志村移動サービス利用規約（案）

第 1 条（本サービスの目的）

本サービスは、山梨県道志村（以下「本村」といいます）において、移動手段にお困りの村民および本村を訪れる訪問者・旅行者の皆さまに、移動支援・送迎サービスを提供することを目的としています。

地域の助け合いを基本とした非営利活動として運営します。

第 2 条（利用者の対象）

本サービスの利用対象者は、次のいずれかに該当する方とします。

1. 本村に居住する方（住民票の有無を問いません）
2. 本村に観光、訪問、通院、仕事等の目的で一時的に滞在・来訪される方

第 3 条（利用登録）

本サービスを利用するには、本人または代理人による事前登録が必要です。

登録に際しては、氏名、連絡先、送迎に必要な情報その他本サービスの提供に必要な情報をご登録いただきます。

登録情報は、法人が適切に管理します。

第 4 条（送迎の申込みと配車）

1. 送迎依頼は、利用日時が決まりましたら、できるだけ早めにお申し込みください。早めにお申し込みいただくことで、登録ドライバーが予定を調整しやすくなり、送迎できる可能性が高くなります。

2. 送迎希望日の前日 12 時までにお申し込みいただいた送迎依頼については、前日に行う配車の対象となります。

3. 前日 12 時から 17 時までの間は、送迎依頼の申込みを受け付けません。17 時以降および当日の送迎依頼も受け付けますが、登録ドライバーの状況等により配車できない場合があります。

4. 送迎依頼を受け付けた場合でも、登録ドライバーの状況、車両、天候、道路状況その他の事情により、配車を保証するものではありません。

第 5 条（利用者の実費負担）

1. 本サービスの利用にあたり、利用者には、法人が定める基準に基づき、燃料費および保険料の一部などの実費をご負担いただきます。

第 6 条（サービス提供上の留意事項および事故時の対応）

1. 本サービスは、登録ドライバーの状況、天候、道路状況その他の事情により、配車できない場合や、送迎の遅延・中止が生じる場合があります。
2. 前項により、通院、公共交通機関への乗継ぎ、行事への参加その他の予定に支障が生じた場合について、法人および登録ドライバーはその責任を負いかねます。
3. 法人は、送迎中の事故等に備えるため、送迎サービスに関する保険に加入します。
4. 送迎中に自動車事故が発生した場合は、法人が加入する保険および登録ドライバーが加入する自動車保険等により、それぞれの保険契約の内容に基づいて対応します。
5. 送迎中に事故その他のトラブルが発生した場合は、利用者の安全確保を最優先として必要な対応を行います。

第 7 条（禁止事項）

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。これらの行為があった場合は、以後の利用を制限または停止する場合があります。
- ・登録ドライバー、スタッフその他関係者への迷惑行為、暴言または暴力
 - ・虚偽の登録または不適切な送迎依頼
 - ・本サービスを利用した営利目的の送迎、転売その他本来の目的と異なる利用
 - ・その他、本サービスの安全な運営または他の利用者の利用に支障を及ぼす行為

第 8 条（個人情報の取扱い）

1. 法人は、利用登録その他本サービスの提供にあたり取得した個人情報を、送迎サービスの提供および運営に必要な範囲で利用します。
2. 送迎の実施に必要な情報については、配車された登録ドライバーその他本サービスの提供に必要な関係者に共有する場合があります。
3. 前項の場合および法令に基づく場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者へ提供または開示しません。
4. 法人は、利用者、登録ドライバーその他関係者の個人情報を適切に管理します。

第 9 条（規約の改定）

1. 法人は、本サービスの運営上必要がある場合、本規約を改定することがあります。
2. 規約を改定した場合は、法人のホームページ、配車システムその他適切な方法によりお知らせします。

第 10 条（準拠法および管轄）

本規約は、日本法に準拠します。

本サービスに関して紛争が生じた場合は、本村を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2026 年〇月〇日に制定し、同日から施行します。

制定・改定履歴

2026 年〇月〇日 制定